

H31. 3. 7 議会運営委員会

梶原委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
浜田英宏委員と大野委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として田中議員、前田議員の出席を求めているので、御了承願う。
今日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の付託について

梶原委員長 初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案73件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

梶原委員長 それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったので、御報告する。

2. 高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）草案について

梶原委員長 次に、高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）草案についてである。
このことについて、まず事務局から説明をさせる。

梅森総務課長 執行部から提案される条例議案に関し、その実施機関に入るかどうかについては、これまで平成10年に情報公開条例、平成17年に個人情報保護条例の2回、その取り扱いについて議会運営委員会で御協議いただいている。
現在、執行部において作業が進められている「高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）」草案に関しても、これまでの例に倣いお諮りするものである。

梶原委員長 次に、条例の草案について総務部長、説明を願う。

君塚総務部長 公文書管理制度に関する資料の説明をさせていただく。
お手元の資料をごらん願う。1枚目が、高知県の公文書の管理のフロー（イメージ）である。今、説明があったように、平成32年度施行予定の条例の制定に向けて作業をしているが、この条例が公布された後は、平成32年度以降の文書整理の流れが変わってくる。実施機関においては、文書を作成、取得した後、整理、保存する。保存期間満了後、歴史的な価値がある重要なものは公文書館に移管し、公文書館に移管されたものは永久保存、それ以外のものは一定手続を経て廃棄する手続をとるという流れになっており、このことを条例で制定していこうというものである。
2枚目が「高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）」の構成イメージである。スケジュール感としては、現在6月定例会の上程を目指して、これからパブリックコメント等の手続を回していこうとしているところである。この条例であるが、全部で第1章から第6章で構成しており、このうち今回協議いただきたいところについては、第1章総則の第2条実施機関についてである。実施機関については、現在、知事、議会、行政委員会等、公営企業管理者、高知県公立大学法人を予定しており、これは今ほど説明があったように、情報公開条例等においても議会が実施機関に入っていることとの並びをとり、このように定めているものである。この実施機関については、公文書管理に関する手続をそれぞれ行うことになる。まず、公文書管理

H31. 3. 7 議会運営委員会

規程を定める、文書を作成する、公文書を整理、保存する、管理簿を作成する、管理状況の報告等を行う、そして移管又は廃棄ということである。この点について、執行部と議決機関である議会との違いを考慮し、一部手続について適用除外を考えている。具体的には、第3章第14条に公文書管理規程とあるが、この管理規程をつくるときには、第5章に定める予定としている公文書管理委員会(仮称)、知事の附属機関として設置される第三者委員会の諮問、答申という手続を経るが、議会が議決機関であることを鑑み、諮問、答申という手続については除外をしようと思っている。

もう一点が、第3章第12条に移管又は廃棄とあるが、実施機関は移管または廃棄時に知事に協議し、知事は実施機関に対し廃棄しないことを求めることができるとの規定を置いているが、この点についても執行部と議決機関との違いを考慮し、この規定は適用除外とすることを考えているところである。

こういった一連の規定を整備し、6月に上程し、平成32年4月に施行してまいりたいと考えているので、御審議をよろしく願う。

梶原委員長

それでは、先ほど総務部長から説明があった議会が実施機関に入ることについて、何か御質問、御意見はないか。

(なし)

梶原委員長

この草案については、今議会の総務委員会でも説明するということでよろしいか。

君塚総務部長

はい。

梶原委員長

それでは、「高知県公文書等の管理に関する条例(仮称)」草案については、総務部長から説明があったとおり、議会も実施機関に入るということで御了承願う。

(了承)

3. その他

梶原委員長

最後に、その他で、何かないか。

(横田議事課長、挙手)

梶原委員長

横田議事課長、どうぞ。

横田議事課長

ケーブルテレビの放送でミスがあったので、報告させていただく。

3月4日、土居議員の一般質問の際、高知ケーブルテレビにおいて画面の上下に黒い帯が入った状態で放送がなされた。音声や画像に乱れはなかったものの、議会中継を見てくださった県民の皆様には見づらい画面になったということは否めない。原因は、他番組と放送時間帯が重複したため、議会中継をいつもとは別のチャンネルで放送することになったが、その際画面の縦横比を切りかえなかったことによるものである。通常チャンネルは画像の比率が16対9、少し横長の比率であるが、今回放送したチャンネルは6対4、四角に近い画像ということで、これを調整せずにそのまま放送したことから上下にブランクが生じたものである。

H31. 3. 7 議会運営委員会

このことに対して、議会中継は議場へ傍聴にいらっしゃることのできない県民の皆様は議会活動を伝える重要な手段であり、開かれた県議会の推進、また視聴している県民の期待に応えるためにもこうしたミスが起こらないよう、緊張感を持って対応していただくよう申し入れを行った。高知ケーブルテレビからは、今後放送の前に担当と上席の者とでダブルチェックをすることで再発防止に努めるとの回答があった。

報告は以上である。

梶原委員長

それでは、この件について、何か質問はないか。

(なし)

梶原委員長

事務局は、再発防止に向けて取り組みを願う。

それでは、ほかに何かないか。

(なし)

梶原委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日3月8日金曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

梶原委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。